

平成 25 年 度

監 査 報 告 書

定 期 監 査

留 萌 市 監 査 委 員

平成 26 年 1 月

定期監査報告

1. 監査の対象部局

総務部（総務課・財務課・税務課）

地域振興部（経済港湾課）

市民健康部（社会福祉課・市民課・介護支援課・コホートピア推進室）

都市環境部（都市整備課・上下水道課・環境保全課）

教育委員会（学校教育課・生涯学習課・こども課・幼児療育通園センター・
学校給食センター）

留萌市立病院事務部（医事課）

2. 監査の実施期間

平成 25 年 10 月 2 日から平成 26 年 1 月 30 日

3. 監査委員の除斥

平成 24 年度中、岩崎智樹 監査委員については留萌市立病院事務部長として在任していたため、地方自治法第 199 条の 2 の規程により留萌市立病院事務部の監査について除斥した。

4. 監査の範囲

平成 24 年度決算における一般会計・特別会計及び企業会計の収入未済繰越額についての債権管理事務及び平成 24 年度不納欠損処理業務。

5. 監査の着眼点

(1) 留萌市債権管理条例に則り適正な事務処理が行われているか。平成 24 年度末における収入未済額は確実に繰越がなされており、また、その時期は適正か。

① 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。

② 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

③ 滞納整理について努力が払われているか。

ア 時期を失わず、強制執行等の措置がとられているか。また、その手続は適正か。

イ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、債務の免除等の緩和措置がとられているか。
また、その手続は適正か。

④ 不納欠損処分は適時、かつ厳正におこなわれているか。

ア 時効の起算点に誤りはないか。

イ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

6. 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ収入未済繰越額を把握するため、平成 24 年度末の収入未済額、不納欠損額、個別調定一覧等の提出を求め、さらに関係書類及び諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け実施した。

7. 債権の分類

(1) 公債権 公法上の原因に基づいて発生する債権で、時効期間の満了により債権が消滅する。

① 強制徴収公債権 国税又は地方税の滞納処分の例により、裁判手続きを経ることなく自ら強制執行することができるもの。

② 非強制徴収公債権 裁判手続きを行い、民事執行手続きによらなければ強制執行ができないもの。

(2) 私債権 民法、商法等が適用される債権で、時効期間が満了しても債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しない。

※各債権の内容 () 内は時効満了期間 (年)

強制徴収公債権	私債権
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税 (5) ・ 保育実施費負担金 (5) ・ 道路占用料 (5) ・ けい船料 (5) ・ 老人医療給付費不正利得返納金 (5) ・ 介護保険料 (2) ・ 後期高齢者医療保険料 (2) ・ 港湾施設用地使用料 (5) ・ 下水道受益者負担金 (5) ・ 下水道使用料 (5) ・ 国保不正利得返納金 (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通園センター利用者負担金 (2) ・ 学童保育実施費負担金 (2) ・ 住宅使用料 (5) ・ 消費生活センター使用料 (5) ・ 土地・建物貸付収入 (5) ・ 老人居室整備資金貸付金収入 (10) ・ 障害者住宅整備資金貸付金収入 (10) ・ 母子・寡婦あゆみ会貸付金収入 (10) ・ 老人居室整備資金貸付金利子収入 (10) ・ 障害者住宅整備資金貸付金利子収入 (10) ・ 観光施設損害賠償金 (5) ・ 消費生活センター高熱水費負担金 (5) ・ 委託業務違約金 (5) ・ 水道使用料 (2) ・ 病院事業診療収入 (3) ・ 病院事業診療外収入 (3) ・ 奨学基金 (10) ・ 母子福祉修学基金 (10) ・ 給食サービス利用者負担金 (10) ・ 特定入所者介護サービス費返還金 (10)
非強制徴収公債権	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人措置費負担金 (5) ・ 知的障害者措置費負担金 (5) ・ 生活保護費返還金 (5) ・ 生活保護費戻入未納金 (5) ・ 重度心身障害者医療費返還金 (5) ・ 児童扶養手当返還金 (5) ・ 家庭系ごみ処理手数料 (5) 	

8. 監査の結果

(1) 調査書等による収入未済繰越額の状況

監査対象の内容を把握するために作成した調書は次のとおりである。

		平成24年度 調 定 額	平成24年度 収 入 済 額	平成24年度 不納欠損額	平成25年度 滞繰調定額
市民税(法人税含む)	現年	円 1,149,205,027	円 1,130,330,493	円 46,226	円 18,828,308
	滞繰	75,202,507	14,163,636	11,961,469	49,077,402
固定資産税 (都市計画税含む)	現年	971,815,900	930,193,256	7,020,750	34,601,894
	滞繰	222,535,822	25,083,827	92,265,240	105,186,755
軽自動車税	現年	27,090,800	26,496,825	0	593,975
	滞繰	2,344,891	693,590	305,900	1,345,401
市税合計		2,448,194,947	2,126,961,627	111,599,585	209,633,735
老人措置費負担金	滞繰	95,864	15,000	0	80,864
保育実施費 負担金	現年	87,244,212	83,821,862	0	3,422,350
	滞繰	15,640,360	1,989,250	0	13,651,110
通園センター 利用者負担金	現年	543,114	526,680	0	16,434
	滞繰	54,828	7,564	0	47,264
学童保育実施費 負担金	現年	3,474,000	3,201,900	0	272,100
	滞繰	243,900	91,800	0	152,100
けい船料	現年	15,179,832	15,130,146	0	49,686
	滞繰	111,809	32,710	0	79,099
住宅使用料	現年	253,465,000	243,710,315	0	9,754,685
	滞繰	27,483,740	6,288,020	4,984,300	16,211,420
道路占用料	現年	10,214,326	10,212,236	0	2,090
	滞繰	2,090	0	0	2,090
消費生活センター使用料	滞繰	438,419	360,000	0	78,419
家庭系ごみ処理手数料	滞繰	32,300	0	0	32,300
土地貸付収入	現年	10,430,795	10,183,516	0	247,279
	滞繰	9,075,548	227,235	264,744	8,583,569
建物貸付収入	滞繰	2,473,424	0	0	2,473,424
老人居室整備資金貸付金収入	滞繰	1,329,340	0	1,329,340	0
障害者住宅整備資金貸付金収入	滞繰	1,044,529	80,000	0	964,529
母子・寡婦あゆみ会貸付金収入	滞繰	1,150,000	60,000	0	1,090,000
老人居室整備資金貸付金利息収入	滞繰	375,940	0	375,940	0
障害者住宅整備資金貸付金利息収入	滞繰	91,833	0	0	91,833
生活保護費返還金	現年	13,559,650	7,889,349	0	5,670,301
	滞繰	5,160,389	1,122,500	0	4,037,889

		平成24年度 調 定 額	平成24年度 収 入 済 額	平成24年度 不納欠損額	平成25年度 滞繰調定額
老人医療給付費不正利得返納金	滞繰	2,028,000	1,716,000	0	312,000
消費生活センター光熱水費負担金	滞繰	2,914,690	0	0	2,914,690
生活保護費戻入未納金	滞繰	81,338	38,430	0	42,908
観光施設損害賠償金	滞繰	73,500	0	0	73,500
児童扶養手当返還金	現年	2,060,640	2,050,640	0	10,000
	滞繰	639,260	19,000	0	620,260
委託業務違約金(総務)	滞繰	19,679	882	18,797	0
委託業務違約金(コホート)	滞繰	7,686	0	7,686	0
委託業務違約金(給食センター)	滞繰	31,663	0	0	31,663
重度心身障害者医療費返還金	滞繰	108,500	37,200	0	71,300
市税外合計		466,880,198	388,812,235	6,980,807	71,087,156
国民健康保険税	現年	425,460,500	377,291,454	104,800	48,064,246
	滞繰	178,800,932	33,373,381	27,343,828	118,083,723
不正利得返納金	滞繰	18,000	0	0	18,000
後期高齢者医療 保険料	現年	81,159,900	79,132,400	0	2,027,500
	滞繰	2,984,300	995,800	259,200	1,729,300
介護保険料	現年	40,725,400	34,477,100	0	6,248,300
	滞繰	10,218,000	1,360,600	3,030,900	5,826,500
給食サービス利用者負担金	現年	3,457,830	3,372,905	0	84,925
特定入所者介護サービス費返還金	滞繰	715,770	53,460	662,310	0
港湾施設用地使用料	現年	35,704,573	35,558,861	0	145,712
	滞繰	1,098,929	35,324	0	1,063,605
下水道受益者負担金	現年	5,560,160	4,859,160	47,800	653,200
	滞繰	7,285,160	1,846,970	1,355,090	4,083,100
下水道使用料	現年	362,567,603	349,003,739	0	13,563,864
	滞繰	54,444,970	6,918,928	4,184,894	43,341,148
特別会計合計		1,210,202,027	928,280,082	36,988,822	244,933,123
水道使用料	現年	566,365,395	542,003,182	0	24,362,213
	滞繰	100,758,760	17,341,247	3,007,455	80,410,058
水道事業会計合計		667,124,155	559,344,429	3,007,455	104,772,271
病院事業診療収入	現年	4,488,589,897	3,795,410,500	0	693,179,397
	滞繰	819,304,302	727,747,555	8,894,618	82,662,129
病院事業診療外収入	現年	215,354,600	197,046,271	0	18,308,329
	滞繰	36,573,140	23,092,531	0	13,480,609
病院事業会計合計		5,559,821,939	4,743,296,857	8,894,618	807,630,464
奨学基金	現年	1,402,000	1,204,800	0	197,200
	滞繰	2,961,900	24,400	0	2,937,500
母子福祉修学基金	滞繰	3,742,050	170,000	0	3,572,050
基金合計		8,105,950	1,399,200	0	6,706,750

(2) 収入未済繰越額の債権管理事務及び不納欠損処理業務の監査結果

監査結果は次のとおりであり、事務処理に関し一部改善・検討を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、1月29日、30日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

① 督促状について

地方税法（税目毎）、地方自治法231条の3第1項、地方自治法施行令171条、留萌市債権管理条例第4条で規定されているとおり、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後20日以内に期限を指定して督促しなければならないが、督促されていない事例がいくつか見受けられた。

いずれの債権についても必ず督促しなければならないが、特に強制徴収公債権の場合、督促は滞納処分的前提条件であり督促しなければ滞納処分をすることができないほか、時効中断の原因となるため特に留意する必要がある。

② 連帯保証人（私債権）について

住宅使用料、各種貸付金等にかかる連帯保証人がある債権について調査したところ、そのほとんどは連帯保証人に対して催告がされていない状況であった。

地方自治法施行令第171条の2第1号を根拠とする連帯保証人に対する請求は、債務者の支払意思へも影響を与えるものと考えられるため、積極的な連帯保証人への催告を望むものである。

なお、催告の時期については明確な根拠がないため所管で内部規定等を定め取り扱うよう要望する。

また、連帯保証人への催告通知が相当期間行われないと、権利濫用として請求が認められないとされた判例もあるので、適切な通知を行うこととされたい。

③ 時効管理について

公債権は時効期間の満了により債権が消滅し一切の請求ができなくなり、仮に納付があっても受け取ることはできないこととなるが、時効開始の時期が不明で時効期間が完了されているような案件にもかかわらず、収納されているものが見受けられたことや、台帳管理すらされていないものもあった。

また、私債権の場合は、時効期間が満了しても債務者が時効の援用を主張しなければ債権は消滅しないため、債務者に請求や納付の受取りをすることができるが、一部の部局においては何も対応せず、ただ漫然と放置しているものも見受けられたことから、裁判手続き（債務名義）を行う等の時効中断措置を執るよう心掛けて頂きたい。

④ 滞納者の個別管理

平成22年度定期監査において指摘事項としてあげていたが、24年度においても不適切な管理が一部見受けられた。

留萌市債権管理条例第3条に規定する台帳（債権管理者は、市の債権について、債権管理者が定める種類ごとに規則で定める事項を記載した台帳を作成しなければならない。）の作

成はもちろんのこと、債権の種類やその状況、督促や催告、時効中断手続き等を時系列順に記録すべきであるが、記録がないものや、長期間未対応になっているものなどが見受けられた。

また、管理台帳には今後どのような対応をすべきかなどを記録し、担当者が変わってもスムーズに引き継がれるよう要望する。

⑤ 滞納整理

平成 22 年度の定期監査において指摘していたところであるが、差押え等の強制執行処分の執行は税務課・建築住宅係・市立病院収納担当で行われている以外は、ほぼ執行されていなかった。

限られた職員数で事務を行っていることは理解できるが、大多数の市民は納期内納付をしていることから、一部の滞納者を放置しておくことは公平性の観点からも許されない。

平成 24 年 11 月以降、税務課収納対策室において留萌市債権管理条例に即した、滞納事務の研修会を開催しており、職員の徴収知識・手法の向上による、債権管理事務の徹底が期待される場所である。

⑥ 不納欠損処理

留萌市債権管理条例が施行されて以来、債権放棄及び不納欠損処理事務は概ね適正な事務処理となっているが、一部の部局では債権が消滅しているにもかかわらず、不納欠損処理が行われていないなど不適切な事務処理となっていた。

また、留萌市病院事業使用料及び手数料条例第 6 条で債権放棄は留萌市債権管理条例を準用しているが、留萌市立病院事務決済規程のなかで債権放棄に係る記載がないことから事務決済規程の見直しを要望する。

⑦ 債権の消滅及び放棄について

地方税法・地方自治法及び留萌市債権管理条例の規程により債権の消滅または債権の放棄の事務処理が行われているが、漫然と時効消滅となったものが散見された。

中には困難な案件も考えられるが、住民訴訟等の事案となり兼ねないので、公債権においては執行停止の手続き、私債権については徴収停止等の措置を講じてから消滅や放棄とするよう努力されたい。

⑧ 延滞金の徴収について

延滞金の徴収については税務課でしか行われていないが、地方税法及び留萌市債権管理条例の規程により徴収すべきものであり、納期限内に納付した市民との公平性を図る意味でも延滞金の徴収に努力されたい。

9. まとめ

今回監査対象とした債権管理事務については、不正と疑われるもの及び重大な誤謬は見当たらず、おおむね良好であると認められたものの、一部に監査の結果で述べた検討又は改善を必要とすべき事項が見受けられた。

ただし、改善を要するものについても平成 25 年度中に一定程度改善が図られているものもあるが、遅々として改善されない部局も見受けられた。

留萌市においては、悪質な滞納者への行政サービスの制限、税における差押等の強制執行、国民健康保険における資格証明書・短期保険証の発行、水道使用料においては給水停止などで成果をあげているものの、強制執行等の実施はこれら一部の未収金についてのみであり、他の未収金については、積極的な取り組みが行われているとは言いがたい状況である。

次に延滞金についてであるが、延滞金の徴収は負担の公平を図ることにあり、滞納の抑制にもつながるものであり、税を含めたすべての使用料等について、徴収することが基本であると考ええる。

公債権については留萌市債権管理条例の規程により徴収しなければならないが、私債権においては遅延に対する徴収金の条例がないことから、契約書に遅延損害金等の条項を取り入れ徴収するよう検討されたい。

市の債権はその区分や、時効期間が異なることから、専門的な知識や、実務経験が必要とされるが、平成 24 年度から税務課収納対策室による滞納管理の研修が開催され、多くの職員が受講し成果をあげている状況と理解はしているが、これまで以上に迅速かつ積極的な取り組みを行うことを望むものである。

※参考 関係法例一覧

区分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
納入の通知	地方自治法 231 条		
督促の根拠	地方自治法 231 条の 3-1		地方自治法施行令 171 条
督促の時効中断	地方自治法 236 条 4		
延滞金	地方自治法 231 条の 3-2		遅延損害金等 民法 404 条 他
徴収停止	執行停止 地方税法等の個別法	徴収停止 地方自治法施行例 171 条の 5	
強制執行等	滞納処分 地方税等の個別法	強制執行等 地方自治法施行令 171 条の 2 他	
時効期間	地方税法等の個別法 地方自治法 236 条の 1 他		民法・商法他